

剰余金の配当に関する基準日設定公告

平成 28 年 3 月 16 日

株主各位

当社は、平成 28 年 3 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当（第 17 期第 1 四半期配当）の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

東京都中央区銀座三丁目 7 番 3 号 銀座オーミビル
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役
小 笹 芳 央